

令和3年度 都道府県単位保険料率について

全国健康保険協会 大分支部

来年度以降の10年間(2030年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。(令和2年12月試算)

試算は、以下の3ケースを作成した。

- ・ケースⅠ：令和2年9月試算においてお示ししたコロナケースⅠの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅠはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
- ・ケースⅡ：令和2年9月試算においてお示ししたコロナケースⅡの令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合(コロナケースⅡはリーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて前提を設定したもの)
※ 令和2年9月試算のコロナケースⅢにおける令和3年度以降の前提は、コロナケースⅡと同じであるため、コロナケースⅢの令和2年度の数値のみを置き換えたものはケースⅡと同じである。
- ・ケースⅢ：直近の協会けんぽの実績を踏まえて令和3年度の前提を設定した場合

〈収支見通し(令和2年12月試算)における前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和2年度については、令和2年3~10月の協会けんぽの実績に基づいて、被保険者数の伸び率は0.9%と見込んだ。令和3年度については、以下の前提をおいた。

表1. 被保険者数の伸び率の前提(令和2、3年度)

	2020(令和2)年度	2021(3)
ケースⅠ、ケースⅡ	0.9%	0.3% ¹⁾
ケースⅢ		0.4%

注：1) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度の前提は、令和2年9月試算においてお示したコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

- ② 令和4年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- ③ 令和4年度と令和6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大²⁾の影響を試算に織り込んだ。

注：2) 短時間労働者について、令和4年10月に100人超規模の企業、令和6年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は令和4年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。

〈 収支見通し（令和2年12月試算）における前提 〉

○ 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

① 令和2年度については、令和2年3～10月の協会けんぽの実績に基づいて、▲0.0%と見込んだ。令和3年度以降については、以下の前提をおいた。

表2. 賃金上昇率の前提

	2020（令和2）年度	2021（3）	2022（4）	2023（5）～
ケースⅠ		0.0% ³⁾	0.6% ³⁾	0.6% ³⁾
ケースⅡ	▲0.0%	▲1.4% ³⁾	▲0.3% ³⁾	0.0% ³⁾
ケースⅢ		▲0.5%	0.0%	0.0%

注： 3) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度以降の前提は、令和2年9月試算においてお示ししたコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

○ 今後の医療給付費については、次の通りとした。

① 令和2年度の加入者一人当たり伸び率については、令和2年3～10月の協会けんぽの実績を踏まえて、▲3.2%と見込んだ。令和3年度の加入者一人当たり伸び率については、以下の前提をおいた。

表3. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（令和2、3年度）

	2020（令和2）年度	2021（3）
ケースⅠ、ケースⅡ		2.9% ⁴⁾
ケースⅢ	▲3.2%	5.1%

注： 4) ケースⅠ、ケースⅡにおける令和3年度の前提は、令和2年9月試算においてお示ししたコロナケースⅠ、コロナケースⅡとそれぞれ同じである。

② 令和4年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成28～令和元年度（4年平均）の協会けんぽなどの年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用し、以下の前提をおいた。ただし、平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用した。

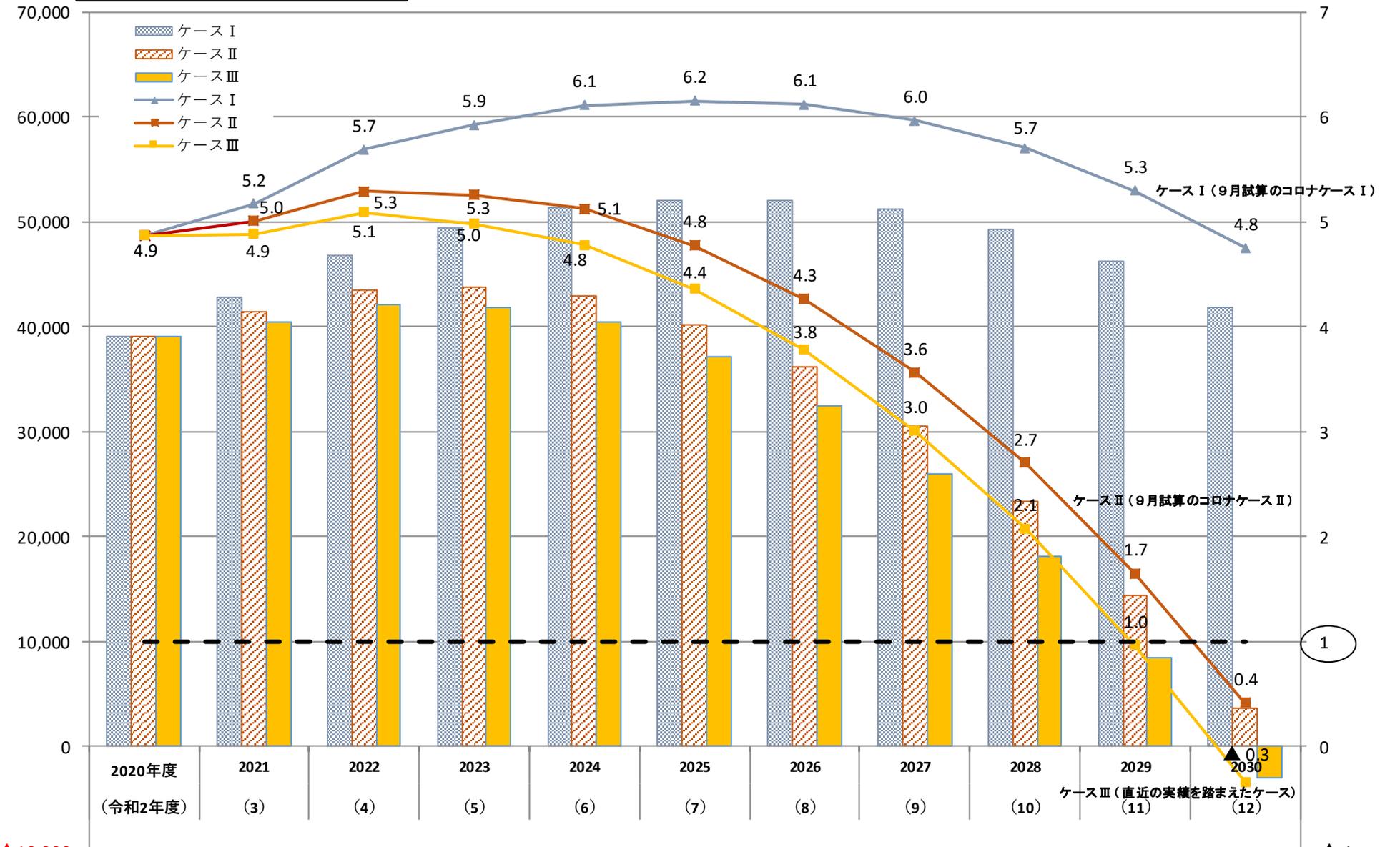
表4. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（令和4年度以降）

75歳未満	2.0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.4%

○ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

(億円) 棒グラフ: 準備金残高 (目盛: 左)

折れ線グラフ: 法定準備金に対する比率 (目盛: 右) (か月分)

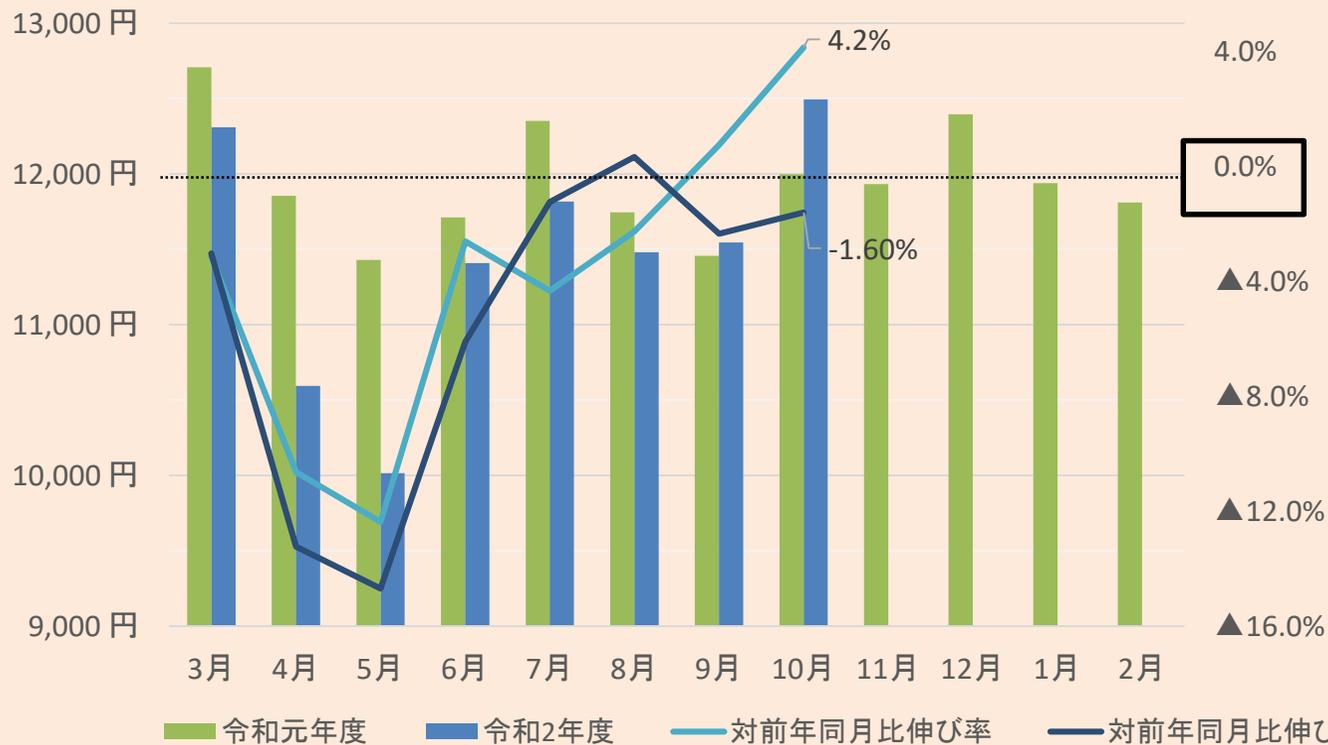


▲10,000

▲ 1

※ ケース I (9月試算のコロナケース I)とは、令和2年9月試算においてお示したコロナケース I の令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合、
 ケース II (9月試算のコロナケース II)とは、令和2年9月試算においてお示したコロナケース II の令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合、
 ケース III (直近の実績を踏まえたケース)とは、直近の協会けんぽの実績を踏まえて令和3年度の前提を設定した場合である。

令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対するに丁寧な説明が必要になると考える。
最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えため、2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込は、去年、保険料率を議論した際の見込の数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化してほしい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持すべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考えている。
- 保険料率は現行を維持すべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。

(1) . 平均保険料率について

令和3年度の平均保険料率について、10%を維持する。

(2) . 保険料率の変更時期について

令和3年4月納付分から変更する。

協会けんぽの収支見込（医療分）

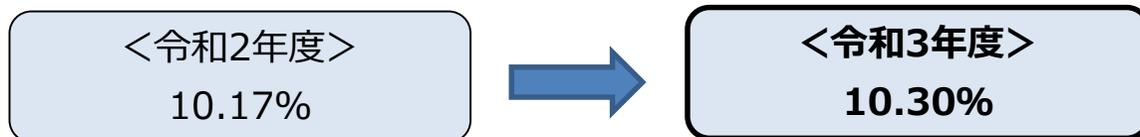
（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度の都道府県単位保険料率（見込）

■ 令和3年度大分支部の保険料率（見込）



令和3年度の大分支部の保険料率は、令和2年度から比べて**0.13ポイントの引き上げ**となる見込み

参考：大分支部の保険料率の推移

変更月(納付月)	H20.10	H21.10	H22.04	H23.04	H24.04	H27.05	H28.04	H29.04	H30.04	H31.04	R2.04	R3.04
保険料率	8.20%	8.23%	9.38%	9.57%	10.08%	10.03%	10.04%	10.17%	10.26%	10.21%	10.17%	10.30%
増減	-	+0.03	+1.15	+0.19	+0.51	-0.05	+0.01	+0.13	+0.09	-0.05	-0.04	+0.13

【内訳】

		医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		①医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a+b)	②全国共通の保険料率 ※1	③(①+②)所要保険料率 (精算分、インセンティブ制度反映前)	④前々年度の支部別収支差精算等にかかる保険料率	⑤(③+④)所要保険料率(精算後、インセンティブ制度反映前)	⑥インセンティブ制度による保険料率への影響	所要保険料率(インセンティブ制度等反映後) (精算等含む) ⑤+⑥
			年齢調整	所得調整							
全国	R3年度	5.29	—	—	5.29	4.71	10.00	—	—	—	10.00
大分	R3年度	6.41 (6位)	▲0.19	▲0.64	5.58 (7位)	4.71	10.28	0.02	10.30	▲0.005	10.30 (4位)
	R2年度	6.28 (6位)	▲0.16	▲0.62	5.50 (9位)	4.73	10.22	▲0.06	10.17	0.002	10.17 (14位)
昨年度との差(大分支部)		+0.13	▲0.03	▲0.02	+0.08	▲0.02	+0.06	+0.08	+0.13	▲0.007	+0.13

(注) ※1 「②全国共通の保険料率」は傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.54%)、保健事業費等(0.74%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.71%)である。

※ 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

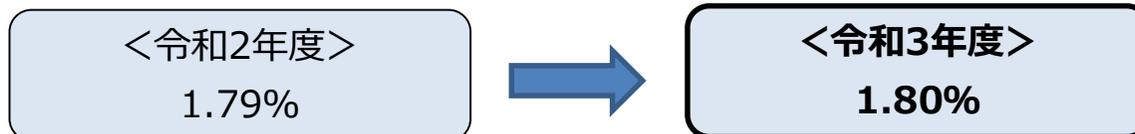
協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度の介護保険料率（見込）



令和3年度の介護保険料率は、令和2年度から比べて**0.01ポイントの引き上げ**となる見込み

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%（4月納付分から変更）とする。

※令和3年度政府予算案では、介護納付金は1兆500億円と前年度比で200億円の増加の見込み

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和2年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の介護保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）
〔月額〕 30円（ 5,370円 → 5,400円）

（注）標準報酬月額を300,000円とした場合の負担を算出したものである。

令和3年度 大支部健康保険料率、介護保険料率と負担額（見込）

■ 令和3年度 4月納付分から

	【令和2年度】		【令和3年度】	
健康保険料率	: 10.17 %	➡	10.30 %	(0.13 ポイント の引き上げ)
介護保険料率	: 1.79 %	➡	1.80 %	(0.01 ポイント の引き上げ)
健康保険料率+介護保険料率	: 11.96 %	➡	12.10 %	(0.14 ポイント の引き上げ)

■ 保険料率改定後の保険料額（1か月分の保険料額）

① 介護保険に該当しない場合（40歳未満、65歳以上）：労使折半後

標準報酬月額	R2 (10.17%)	R3 (10.30%)	増減額(月額)
104,000円	5,288円	5,356円	68円
200,000円	10,170円	10,300円	130円
300,000円	15,255円	15,450円	195円
410,000円	20,848円	21,115円	267円
530,000円	26,950円	27,295円	345円

② 介護保険に該当する場合（40歳以上、65歳未満）：労使折半後

標準報酬月額	R2 (11.96%)	R3 (12.1%)	増減額(月額)
104,000円	6,219円	6,292円	73円
200,000円	11,960円	12,100円	140円
300,000円	17,940円	18,150円	210円
410,000円	24,518円	24,805円	287円
530,000円	31,694円	32,065円	371円

令和元年度の支部別収支差の精算について

参考1

※暫定版

令和元年度大分支部の収支決算

■ 収 入

(百万円)

	保険料収入		その他収入	債権回収 以外	債権回収	計
	一般分					
全国計	9,593,872	9,592,206	53,704	41,269	12,435	9,647,576
44 大分	92,300	92,284	504	389	115	92,804

■ 支 出

(百万円)

	医療給付費（国庫補助を除く） （調整後）							現金給付費 等 （国庫補助 等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助 を除く）	業務経費 （国庫補助 を除く）	一般管理費 （国庫負担 を除く）	その他支出	平成29年度の 収支差の精算	計	
	医療給付費 (A) - (B)	医療給付費		年齢調整額	所得調整額	激変緩和	震災特例分(B)								
		医療給付費 (A)	平成29年度の 協会手当分 (B1)												波及増分 (B2)
全国計	5,033,633	5,033,633	5,037,816	2,270	1,912	-	-	-	440,046	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	9,107,696
44 大分	49,596	57,300	57,300			▲1,668	▲5,681	▲354	4,145	32,214	1,283	409	328	▲108	87,867

■ 収支差

(百万円)

	計	全国平均分	地域差分
全国計	539,880	539,880	-
44 大分	4,936	5,086	▲149

料率換算
0.02%

<地域差分の精算について>

- 地域差分の収支差は、2年後（令和3年度）の保険料率算定時に精算されることとなる。
- 地域差分における収支差がプラスであれば令和3年度の収入にその分が加算され（料率が下がる方向）、マイナスであればマイナスをとったものが支出に加算される（料率が上がる方向）。
- 参考値として、令和元年度の総報酬額の実績で支部の収支差を保険料率換算した場合、令和3年度の精算に係る保険料率は0.02%となる。（現時点では料率は0.02ポイント上がることが予測される）
（※本来は、令和3年度の総報酬額の見込みで算定するため留意が必要。）

- 注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
5. 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

令和3年度保険料率における料率別支部数と令和2年度からの変化

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

- インセンティブ制度については、5つの評価指標により、支部ごとの実績を評価することとされており、また、インセンティブ分の保険料率については、健康保険法施行令において、3年間で段階的に導入することとされている。
 - ・ 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004%
 - ・ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%
 - ・ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたことから、5つの評価指標の実績を補正し、インセンティブ分保険料率については、予定どおり、0.004%から0.007%に引き上げるることについて、前回の運営委員会です承された。

「インセンティブ制度に係る令和元年度実績の評価方法」

評価指標	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法の変更点
【指標1】 特定健診等の実施率	○ 令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。
【指標2】 特定保健指導の実施率	○ 分母について、令和2年3月は実績がなかったものとして、平成28・29・30年度において、3月実績が通年に占める割合を基に平成31年4月から令和2年2月分実績に補正をかけたものと、令和元年度実績との、高い方の値により評価する。 ○ 分子については、平成31年4月から令和2年3月分実績で評価する。
【指標3】 特定保健指導対象者の減少率	○ 変更なし
【指標4】 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	○ 平成31年4月から令和元年11月の間に一次勧奨をした対象者の実績で評価（加入者が医療機関への受診を自粛した令和2年3月から5月等を評価の対象外とする。）
【指標5】 後発医薬品の使用割合	○ 変更なし

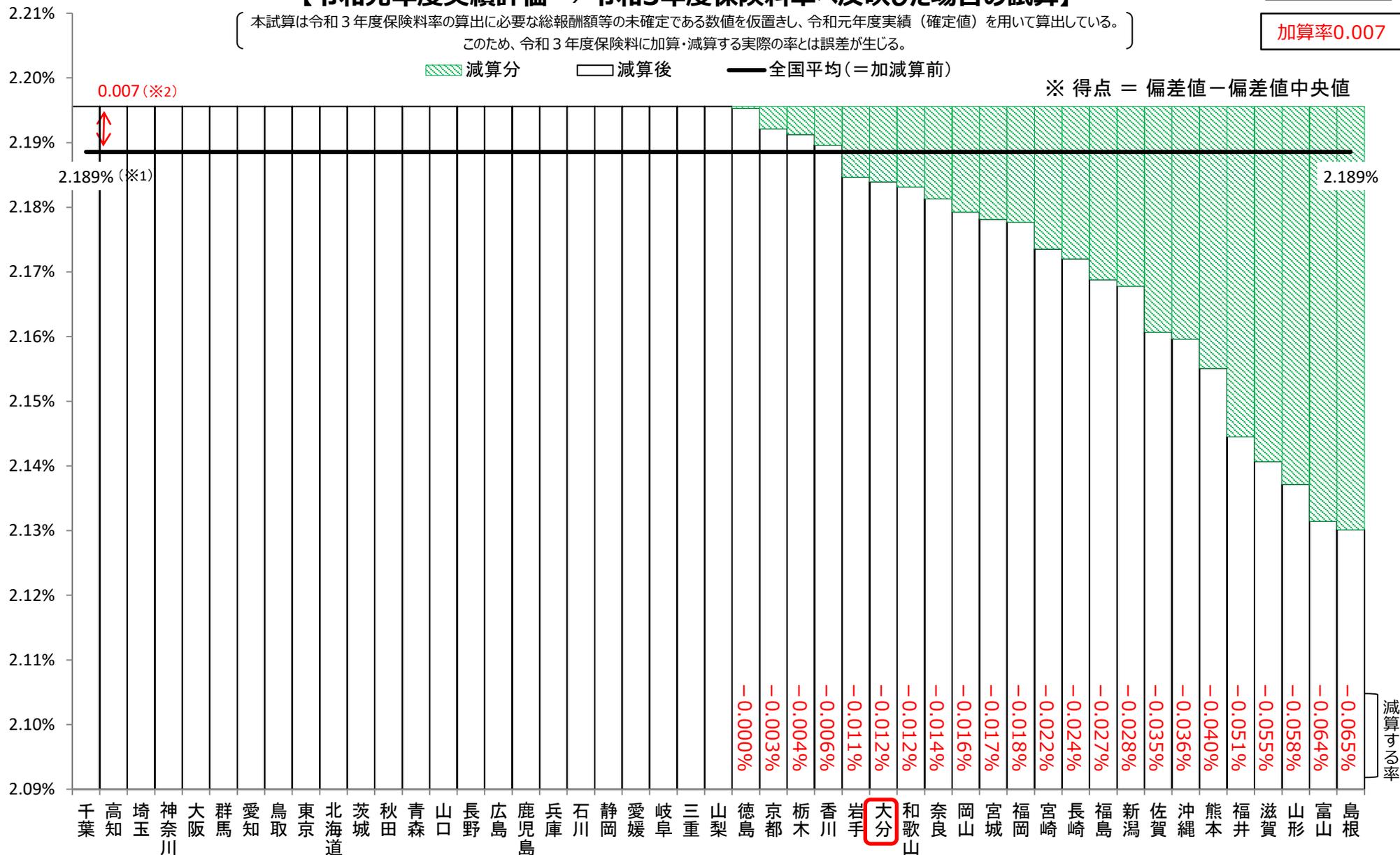
令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

参考4

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）